

2008年1月9日

国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、国際協力銀行(JBIC) 国際金融等業務の環境社会配慮ガイドライン評価の比較

	国際金融公社 (IFC)	アジア開発銀行 (ADB)	国際協力銀行 (JBIC) 国際金融等業務
調査目的	98年に策定されたセーフガード政策の効果と影響を調査し、結論と勧告を導くこと	ADB支援案件における環境社会影響の独立評価を実施し、セーフガード政策の改善点を明確化すること	ガイドラインの実施状況を確認し、改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成すること
調査完了時期	03年1月	07年2月(環境政策と非自発的住民移転政策については06年9月に完了)	07年11月
調査主体	IFC事務局から独立したコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン(CAO)が実施	ADB案件推進部門から独立した業務評価局(OED)が実施	JBIC自身が実施
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文献調査</u>: カテゴリ A と B の 601 案件及びカテゴリ FI の 190 案件の文書を対象に調査。 ・ <u>事例調査</u>: セクターや地域などを分散させて 25 のプロジェクトについて事例調査。 ・ うちカテゴリ A と B の 15 案件については、現地訪問を行い実施機関、被影響住民、NGO 等にヒアリング。 ・ <u>ワークショップ</u>: 世界各地で専門家や NGO などを招聘し 5 回のステークホルダー会合を実施。 ・ <u>パブリックコメント</u>: ウェブ上でコメントを募集。 ・ <u>内部調査</u>: 247 人のスタッフへのアンケート調査。また、フォーカス別集団討議を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文献調査</u>: 94 年以降の案件について調査 ・ <u>事例調査</u>: インド、中国、フィリピン、ベトナムの 4 カ国において、社会影響については 20 案件、環境影響については 16 案件、先住民については 7 案件について現地訪問し、政府、被影響住民、NGO 等への聞き取り調査を実施。 ・ <u>アンケート調査</u>: 97 年以降のカテゴリ A 及び B の 200 以上の案件を担当したスタッフ及び実施機関へのアンケート調査を実施。 ・ <u>インタビュー調査</u>: ADB スタッフへのインタビュー調査を実施 ・ <u>パブリックコメント</u>: ウェブ上でコメントを募集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フェーズ 1 (文献調査&スタッフへの聞き取り調査)</u>: 03 年から 07 年までの 615 件中 85 件について、JBIC が実施すべきプロセス要件(カテゴリ分類状況、情報公開状況等)について調査 ・ <u>フェーズ 2 (文献&部分的なヒアリング調査)</u>: カテゴリ A の 30 件について必要な方策が採られているかどうかを調査。

	国際金融公社（IFC）	アジア開発銀行（ADB）	国際協力銀行（JBIC）国際金融等業務
主な評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 概してセーフガード政策（以下SP）によってポジティブな影響が見られた。効果の度合いは事業者のコミットメントの度合いに大きく依存している。 環境評価（EA）の質の管理を厳しくし、特にIFCに遅い段階で来るプロジェクトに対応する必要がある。 どの政策が適用されるか分かりにくい。 過去事例のグッドプラクティス・教訓・見解を反映する制度や指示がない。 マネージャー、ディレクター、シニアマネージャーの環境・社会パフォーマンスの説明責任の向上が必要。不合理に環境社会影響専門家たちが問題解決や対外交渉等の役を担わされている。 4つのケースで、環境評価文書に重大な漏れがあった。 IFCと借入人との間で、自然生態系の構成要素や著しい変化が指す内容に不一致があった。 非自発的住民移転について、民間セクターの借入人のための適用と実施に関するガイドンスを明確にすべき。 事例調査を行った25件中3件で、住民移転政策が適用される案件であることを事業者が認識していなかった。 カテゴリ分類では、カテゴリ B が不自然に多い現象が見られた。カテゴリ A の要件を回避するためにカテゴリ B に分類される傾向があった。 	<p>（環境政策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 結果より手続き的遵守が重視され、不要に処理経費がかさんでいる。結果重視のアプローチに改善すべき。 環境対策にかかる負担より、得られるメリットに着目し、オペレーションの目的として環境的利益を積極的に追求すべき。 環境影響評価の質に一貫性がなく、国際的なグッドプラクティスに満たない場合も多い。 融資前のプロセス要件が中心で、リソースの多くがこの段階に投入されている。 小規模案件等では必要以上に多くのコストが投入されている。 主要な環境影響の回避はほぼできているが、アセスメントやモニタリングの向上については限定的。 <p>（非自発的住民移転政策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 94年から05年までの融資案件での被影響住民は合計177万人。うち61%は中国、76%は交通セクター。 融資前に予測した被影響住民数及び移転費用は過小評価されていた（移転数は完了時に融資前よりも65%増加、移転費用は案件総コストの6%から11%に増加）。 借入国のキャパシティは向上しつつあるが、継続的な支援が必要。 事例調査の中では、再取得価格住民移転計画書のアップデート、補償のタイミング、再取得価格での補償、コンサルテーション、モニタリング、苦情処理メカニズムの運営等で不適切なケースがあった。 	<p>（フェーズ1）</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーニング、カテゴリ分類、環境レビュー、情報公開、意思決定・融資契約等への反映、モニタリング実施状況について、ほぼ全ての案件で適切に実施されている。 <p>（フェーズ2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象案件（30件）については、負の環境影響を回避、最小化、緩和する対応策が適切に実施されている。 30件中4件で大気汚染の国際的排出基準を上回る場合があった。3件で排水の国際的基準を上回る場合があった。8件で騒音の国際的基準を上回る場合があった。 自然環境、住民移転、先住民族、文化遺産においては適切な対応が取られている。 30件中13件で、コンサルテーションが実施されておらず、30件中3件においてEIAが公開されていない。

	国際金融公社 (IFC)	アジア開発銀行 (ADB)	国際協力銀行 (JBIC) 国際金融等業務
主な評価結果 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的側面に対する配慮が弱い (労働基準、保健・安全等)。また、何が社会的側面に入るのか不明確。 ・ 民間事業者でなく、現地政府が住民移転を行う場合の民間事業者の責任が不明確。 ・ 先住民族の定義が不明確。 ・ 参照する国際基準が不明確。 ・ 案件融資と FI への融資には別々のフレームワークが必要。 	(先住民族政策) <ul style="list-style-type: none"> ・ 先住民族開発計画(IPDP)の中では、先住民族の合意や案件デザインへの影響が明確に記載されていない。 ・ 具体的な緩和策や予算措置は IPDP 内ではなく環境管理計画や移転計画の中で行われていることが多い。 ・ IPDP を作成すべき案件においても、簡易版である先住民族開発フレームワーク (IPDF) しか作成していない案件もあった。ADB スタッフの誤解がある。 ・ 94 年以降、先住民族居住地域への影響について記載された案件完了報告書は 40 件あったが、うち IPDP が作成されたのは 9 案件だった。先住民族への影響について詳しく記載した報告書はわずか 3 件だった。 ・ 現地調査を行った 7 案件については、概してポジティブな影響が見られた。深刻な影響は見られなかった。 	